

町県民税の申告が必要な人

平成15年1月1日現在、熊野町内に住所がある人で、次の各項に該当する人は、申告書を提出しなければなりません。ただし、所得税の確定申告をした人は不要です。

- 平成14年中に営業、農業、配当、不動産などの所得がある人
- 給与所得者で、地代、家賃配当、農業などの給与以外の所得がある人（20万円以下のときの所得税の確定申告は不要ですが、町県民税は必要です。）
- 平成14年中に退職した人
- 雑損控除、医療費控除、寄付金控除（一定制限あり）などを受けようとしている人
- 熊野町に住所はないが、町内に事務所や家屋敷がある人

申告に必要なもの

- ◎印鑑
- ◎社会保険、生命保険、損害保険などの領収書、支払保険料の証明書
- ※次の社会保険の支払証明書が必要な人には、次の担当課で発行します。
 - ・国民健康保険税
 - ・国民年金保険料 ↓ 住民課
- ・国民年金保険料 ↓ 3月分までは住民課で発行できますが、広島南社会保険事務所に申請すれば1月から12月分の証明書を発行できます。
 - ・広島南社会保険事務所
TEL 253 7710
- ・介護保険料 ↓ 福祉課
- ◎医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、明細書、保険などで補てんされる金額の明細書
- ◎身体障害者手帳または戦傷病者手帳
- ◎源泉徴収票など、各所得（収入）金額のわかるもの
- ◎筆記用具、電卓等計算用具

主婦と税金

（次の説明は控除額等、基本的に所得税の場合です。）

- パート収入の場合
パート収入は通常、給与所得になります。課税される所得は、パートの年収から、給与所得控除額（最低65万円）と基礎控除（38万円）などの所得控除を差し引いた残額です。

- 内職などの収入の場合
内職などの収入は、収入から必要経費を引いた残額が事業所得または雑所得となり、最低65万円の必要経費を差し引くことができます。適用対象者は、家内労働者、外交員、集金人など、特定の人に継続して労務の提供をする人などです。
- 収入が内職だけの場合、パート収入と同様に、年収103万円以下は所得税はかからず、配偶者控除も受けられます。
- ※パートや内職（家内労働者等）の年収が100万円以下で

パート所得と税金（平成14年中）

平成14年中の所得金額 （給与収入の場合）	平成15年度 町県民税	平成14年 分税 所得	夫の所得金額から 配偶者控除額を 差し引くこと	夫の所得金額から 配偶者特別控除を 差し引くこと
35万円以下 （年収100万円以下）	かからない			できる
35万円超38万円未満 （年収100万円超103万円未満）		かからない	できる	できない
38万円 （年収103万円）	かかる			できる
38万円超76万円未満 （年収103万円超141万円未満）		かかる	できない	できない
76万円以上 （年収141万円以上）				できない

（注） 夫に均等割がかかっていれば、妻には均等割はかかりません。
この表は、夫に均等割がかかっているものとして、作成しています。